

旅客への注意喚起の具体的な内容

※ 日本語、英語、中国語、韓国語でのアナウンスを実施。

※ 用いる言語やアナウンス内容、方法、実施場所、実施期間は、各空港や航空会社の状況に応じて異なる。

1 出国エリアでのアナウンス

- 
- ① 現在、**中国、韓国などのアジア諸国**では、家畜の悪性伝染病である**口蹄疫や鳥インフルエンザ**が発生しています。
 - ② 発生している国からの**肉製品の日本への持ち込みは禁止**されています。
 - ③ また、アメリカのビーフジャーキー、ヨーロッパのハム、ソーセージなどを免税店でお買い求めになった場合でも、日本に持ち込むことはできませんので、ご注意ください。
 - ④ また、海外では、家畜を飼育している**農場などへの立ち入りは極力避けるように**してください。
 - ⑤ 帰国時には、海外からの病原体の持ち込みを防止するため、すべての方を対象に**靴底の消毒を実施**していますので、消毒マットの上を歩いていただけよう、ご協力をお願いします。
 - ⑥ やむを得ず海外で農場などの畜産関連施設へ立ち入ったり、家畜に**接触した方やゴルフシューズなど土の付着した靴など**をお持ちの方は、病原体が人や物に付着しているおそれがありますので、帰国時に**動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください**。

2 航空機内アナウンス(到着便)

- 
- ①②③(上述)
 - ④' **肉製品をお持ちの方**は、携帯品・別送品申告書に記載の上、動物検疫カウンターで検査を受けてください。
 - ⑤(上述)
 - ⑥' **海外で農場などの畜産関連施設へ立ち入ったり、家畜に接触した方やゴルフシューズなど土の付着した靴など**をお持ちの方は、病原体が人や物に付着しているおそれがありますので、帰国時に**動物検疫所のカウンターにお立ち寄りください**。

消毒ポイントの表示、
消毒液の補充頻度の増加

3 到着後の靴底消毒ポイントでの表示



ポスターや立て看板等により、**靴底消毒を実施している旨を表示**。あわせて、現在、中国、韓国などのアジア諸国で、家畜の悪性伝染病である**口蹄疫や鳥インフルエンザ**が発生していることを表示。

4 税関審査場(手荷物ピックアップ時)のアナウンス

- ①②③④' ⑥' (上述)